

2004年8月18日

中央環境審議会地球環境部会 事務局御中

(環境省地球環境局地球温暖化対策課)

「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間とりまとめ(案)」に対する意見

1、31頁 大綱の見直しに当たっての視点

1) 33頁に中長期的戦略との整合性が記載されてはあるが、全体に京都議定書目標達成に焦点が当たりすぎている。ここは基本的な考え方であるので、もっと日本の姿勢を世界に示すべく、長期的・大局的観点を書き込むべきである。

2) 具体的には

- ・ 議定書目標のみを目指すのではなく、長期的に地球規模でのGHG排出総量を現在のレベル以下にする方向であらゆる対策を検討する。このために最も必要なことは革新的な技術の開発であり、日本は国を挙げてその方向に努力する旨表示。
- ・ 議定書目標はそれに向けての一里塚であり、この目標達成に最大限努力するが、あくまで狙いは長期目標にある。
- ・ そのためには環境・経済・エネルギー安定供給(3E)という総合的視点から問題を捉えることが何より必要。特に最近アジア諸国が急成長の中で、これをバランスよく保つことが究極的な温暖化対策に資する点を明記。
- ・ また、IPCC第3次報告書にあるとおり、政策評価は環境効果(environmental effectiveness)、経済効率(efficiency)、衡平性(equity)、政治的および実務的実現可能性(political and administrative feasibility)の判断基準に照らして判定されるべきである(WG3、第6章)。この観点から見ると効率面の記述が著しく欠けている。持続的に対策を進めるためには出来るだけ安い費用で対策を進めることが必要であり、「費用効果的な対策の推進」を見直しに当たっての視点に入れるべきである(対策として税や排出権取引などに触れながら、この点が基本的視点に入っていないのは理解に苦しむところである)。
- ・ また、本中間とりまとめ(案)では直接温暖化対策に役立つ政策しか記述がない。しかしIPCC第3次報告にあるように、「直接気候変動に焦点を合わせるのではなく、より広い、例えば持続可能な開発に焦点を合わせた政策の方が、政策決定者に所期の目的を達成するに際しての柔軟性を与える」ことがあるし、また、「経済発展、衡平性、持続可能性、持続可能な開発のような広範な事項に向けた政策の気候変動への効果を考察すると共に、気候政策がこうした政策目標に与える影響も考慮することが必要である」という観点もある(いずれもIPCC、WG3第1章)。加えて、最近では温暖化対策は「持続可能性」対策の一つとの位置づけがますます強まっており、こうした点を加味することが必要である。

- ・ もう1点、基本的な視点として「国際競争力への配慮」を明記すべきである。EUでは当然のこととしてこの点は随所に明記されている（たとえば、最近の **National Allocation Plan** の **Criteria** にもある）。
- 2、32頁 6%目標達成の現実性の向上、および75頁 京都メカニズム
- 32頁の「6%目標達成の現実性の向上」の箇所に京都メカニズムの活用と入れるべきである。京都メカニズムの活用は75頁以降に出てくるが、これでは位置づけが弱く、かつ費用効果的な目標達成を視野に入れていないように見られる。
- 3、33頁 諸外国における地球温暖化対策
- これはあくまで参考資料の域を出ないのであるから、「大綱の見直しに当たっての視点」に入れるのはどうか。また、単なる法的記述ではなく、各国の対策とそのコストという形で入れれば日本の対策に関しても役立つ資料になる。この点につき EUの対策（ECCP）ではそれぞれの対策につき、削減量とコストが詳細に記されている。こうした点こそ見習うべきである。
- 4、49－53頁 自主行動計画と排出権取引
- 1) 50頁の第2の項目で、「協定を結ぶことについて検討すべきである」とある。その直ぐ下に、小生が委員長を務める第三者評価委員会の記述、即ち「目標が達成される限りにおいて追加的対策を講じないことが担保されれば」云々が正しく引用されている（ドイツ、オランダの自主協定にはこの文言が入っている）が、その上にある「協定」にはこうした付帯文言付きかどうか不明確である。誤解を避けるために、政府としてここまで踏み切って書いているのかどうかを明らかにすることが必要である。
- 2) 上記の通り記述しながら、51頁には国内排出権取引の記述がある。53頁にあるように、特に自主的でない排出権取引と自主行動計画は両立しないことが明らかなので、全体を通して本中間とりまとめ（案）が何を言いたいのかよく分からない。
- 5、53－54頁 温暖化対策税
- この点については昨年8月の案につきコメントを提出済みであること、また、施策総合企画小委員会で検討中とのことにつき、ここではコメントを控える。
- 6、75頁 京都メカニズムの財源
- 少なくとも1.6%分は京都メカニズムの活用が必至と思われる。この政府としての財源確保を明記の必要がある（特に77頁）。また、自主行動計画で目標未達成の時は産業界の責任で不足分を調達するであろうが、民生・運輸部門で達成できず、京都メカニズムを活用する際の財源をどうするのかの検討も明記すべきである。

7、81－82頁 表3および表4 （および29－30頁、表1－2）

29頁にあるとおり徹底した情報の開示は是非励行する必要がある。この意味で、環境省推定暫定値とはいえ表3および4（また表1および2）の数字の根拠は是非公表すべきである。特に表4の産業部門の－12.4%については、自主行動計画、国内排出権取引、温暖化対策税がそれぞれどのように影響しているのかを明記することが必要（84頁表5ではこの点の説明がない）。